

流山ぐりーんバス高齢者割引利用者登録（再交付）申請書兼同意書

申請日 令和 年 月 日

（宛先）流山市長

流山ぐりーんバス高齢者割引制度を利用したいので、下記の事項に同意して高齢者割引証の交付を申請します（高齢者割引証を紛失・汚損したので、再交付を申請します）。

フリガナ (氏 名)	
(生年月日)	年 月 日 (満 歳)
〒 (住所)	
(電話番号)	()
記 (1) 申請者は、高齢者割引証（以下「割引証」という。）を紛失し、若しくは損傷したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、再交付を受けるものとする。また、紛失等に係る割引証は、無効とする。 (2) 申請者は、割引証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 (3) 割引証が申請者本人以外の者によって使用され損害が生じたときは、その責めは、申請者本人に帰するものとする。 (4) 申請者は、流山ぐりーんバス高齢者割引制度実施要領第2条に規定する対象者でなくなったときは、割引証を返還するものとする。 (5) 申請者は、市が高齢者割引利用者登録に必要な事項を、市の保有する台帳等において確認することについて同意するものとする。 (6) 申請者は、利用者登録申請書の記載事項に異動が生じたときは速やかにその旨を市長に届け出るものとする。	

■添付書類（いずれかの写し）

運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、資格確認書、住民票、年金手帳、介護保険被保険者証、生活保護受給証明書